

**橋本市民病院
自動販売機設置業者募集要項**

平成31年1月

橋本市民病院総務課

目 次

1	公募物件概要	P 1、 P 2
2	自動販売機の設置条件等	P 2、 P 3
3	応募資格要件	P 3
4	応募書類等	P 3, P 4
5	応募申込手続	P 4～ P 6
6	自動販売機設置許可申請書の提出	P 6
7	協定書の締結等	P 6
8	問い合わせ先	P 6
	参考資料	P 6
	様式第 1 号 (応募申込書)	P 7、 P 8
	様式第 2 号 (誓約書)	P 9
	様式第 3 号 (販売計画書)	P 10
	様式第 4 号 (質問書)	P 11
	様式第 5 号 (委任状)	P 12
	様式第 6 号 (辞退届)	P 13

資料 1 (橋本市民病院自動販売機設置基準及び管理に関する要綱)

橋本市民病院自動販売機設置事業者募集要項

橋本市民病院が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件概要

(1) 清涼飲料水（一般業者対象：缶、ビン、ペットボトル、紙パック式）

設置基本番号①：物件番号1～5の5箇所を一括

物件 番号	設置場所		所在地	
	設置台数	販売品目	使用許可面積	最低販売手数料
1	橋本市民病院 3F病棟給湯室		橋本市小峰台2-8-1	
	1台	清涼飲料水（缶、ビン、ペットボトル等）	1㎡程度	30%
2	橋本市民病院 4F病棟給湯室		橋本市小峰台2-8-1	
	1台	清涼飲料水（缶、ビン、ペットボトル等）	1㎡程度	30%
3	橋本市民病院 5F病棟給湯室		橋本市小峰台2-8-1	
	1台	清涼飲料水（缶、ビン、ペットボトル等）	1㎡程度	30%
4	橋本市民病院 地階バスロータリー横		橋本市小峰台2-8-1	
	1台	清涼飲料水（缶、ビン、ペットボトル等）	1㎡程度	30%
5	橋本市民病院 1F救急入り口横		橋本市小峰台2-8-1	
	1台	清涼飲料水（缶、ビン、ペットボトル等）	1㎡程度	30%

(2) 清涼飲料水（一般業者対象：カップ式）

設置基本番号②：物件番号6～8の3箇所を一括

物件 番号	設置場所		所在地	
	設置台数	販売品目	使用許可面積	最低販売手数料
6	橋本市民病院 3F病棟給湯室		橋本市小峰台2-8-1	
	1台	清涼飲料水（カップ式）	1㎡程度	30%
7	橋本市民病院 4F病棟給湯室		橋本市小峰台2-8-1	
	1台	清涼飲料水（カップ式）	1㎡程度	30%
8	橋本市民病院 5F病棟給湯室		橋本市小峰台2-8-1	
	1台	清涼飲料水（カップ式）	1㎡程度	30%

(3) 清涼飲料水（社会福祉法人またはNPO等対象）

設置基本番号③：物件番号9～12の4箇所を一括

物件 番号	設置場所		所在地	
	設置台数	販売品目	使用許可面積	予定販売手数料
9	橋本市民病院 地下1階更衣室横1		橋本市小峰台2-8-1	
	1台	清涼飲料水(缶、ビン、ペットボトル等)	1㎡程度	2%
10	橋本市民病院 地下1階更衣室横2		橋本市小峰台2-8-1	
	1台	清涼飲料水(缶、ビン、ペットボトル等)	1㎡程度	2%
11	橋本市民病院 1F駐車場横		橋本市小峰台2-8-1	
	1台	清涼飲料水(缶、ビン、ペットボトル等)	1㎡程度	2%
12	橋本市民病院 2F事務局横自動販売機置場		橋本市小峰台2-8-1	
	1台	清涼飲料水(缶、ビン、ペットボトル等)	1㎡程度	2%

2 自動販売機設置条件等

(1) 使用料等

① 使用許可期間

設置許可の期間は、平成31年4月1日から翌年3月31日まで(許可の日から1年以内)とします。ただし、当初許可の日から5年を超えない範囲で更新することができます。

② 使用料

自動販売機設置の使用料については、橋本市民病院自動販売機設置基準及び管理に関する要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定に基づくものとします。

③ 電気料

電気料については、要綱第10条の規定に基づくものとします。

④ 販売手数料

販売手数料については、要綱第11条の規定に基づくものとします。

⑤ その他必要経費等

その他必要経費等については、設置事業者の負担とします。

⑥ 設置機種

設置機種については、ユニバーサルデザイン自動販売機(障害者対応)とします。

※設置基本番号①のうち4もしくは5いずれかに災害対策ベンダーを設置すること

※設置基本番号②6～8については各自動販売機に無料の冷水を提供できるように設定すること。

※水については薬剤服用等に利用するため常温程度が望ましいが技術的に不可能であれば冷水で構わないものとする。

(2) 使用上の制限並びに維持管理責任等

①自動販売機を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

② 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、職員の指示に従うこと。

③酒類の販売は行わないこと。

- ④ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- ⑤ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台につき回収ボックス 1 個を設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ⑥ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ⑦ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。
- ⑧ その他使用上の制限並びに維持管理責任等については、要綱並びに関係法令等を遵守すること。

3 応募資格要件

(1) 要綱第 3 条の規定に基づき、次に掲げる法人、個人又は団体（以下「法人等」という。）が応募することができます。

- ① 和歌山県内に本社又は支店・営業所を有する法人
- ② 橋本市内に住所を有する個人
- ③ 橋本市内に事務局を置く社会福祉法人、NPO等

※設置対象者は、自動販売機の設置業務において、1年以上の運営経験を有し、現在「清涼飲料水自動販売機」を自社・自宅以外で3台以上設置していること。

(2) 前項に掲げる法人等が次の各号に該当する場合は、応募資格を有しません。

- ① 法律行為を行う能力を有しないもの
- ② 団体の役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいること
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定するもの
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っているもの
- ⑤ 市税、法人税、消費税並びに地方消費税等を滞納しているもの
- ⑥ 本市から指名停止措置又は暴力団等排除措置等を受けているもの
- ⑦ 本市が実施した設置事業者の公募において、使用許可後、正当な理由なく辞退し、もしくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告をしたもの

4 応募書類等

(1) 応募書類

応募にあたっては、次の書類を提出してください。

① 応募申込書	様式第 1 号
② 誓約書	様式第 2 号
③ 販売計画書	様式第 3 号
④ 委任状（必要がある場合のみ）	様式第 5 号
⑤ 財務状況を明らかにする書類（直近 2 事業年度分） ＜法人＞貸借対照表及び損益計算書またはこれらに類する書類 ＜個人＞所得税確定申告書の写し	任意様式
⑥ 納税証明書（直近 2 事業年度分）	当該証明書

市税、法人税、消費税並びに地方消費税等を滞納していないことの証明書	
⑦その他（食品営業許可等）許認可等の免許証の写し	当該様式
⑧ その他資格要件を証明する書類等（登記簿謄本及び住民票の写しは、発行後3ヶ月以内のものとしします。） ＜法人＞当該法人の登記簿謄本、定款、規約、会社概要等 ＜個人＞住民票の写し、事業内容及び実績等がわかるもの	当該様式、任意様式
⑨ その他橋本市病院事業管理者が必要と認める書類	所管課に確認すること

(2) 提出部数

提出部数は、正1部、副1部（1部は、片面A4縦複写、クリップ留め）の計2部を提出してください。

(3) 留意事項

- ① 応募書類は、日本工業規格のA4の大きさとしします。ただし、やむを得ないものについては、その他の規格の使用を認めることとしします。
- ② 提出期間後の応募書類の再提出及び差し替えは原則として認めません。
- ③ 提出された応募書類は、設置事業者の選定以外には原則として使用しません。
- ④ 提出された応募書類は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- ⑤ 病院が必要と認める場合には、追加資料を求めることがあります。
- ⑥ 応募書類の提出にかかる経費は、すべて応募者の負担としします。
- ⑦ やむを得ない理由により、応募を辞退することが明らかになった場合は、辞退届（様式第6号）を提出してください。
- ⑧ 提出された応募書類は返却しません。
- ⑨ 提出された書類の著作権は、作成団体に帰属します。ただし、設置事業者公募に関する公表等に必要な場合は、その提出書類の全部又は一部を使用することができるものとしします。
- ⑩ 提出された応募書類は、橋本市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

5 応募申込手続

応募申込手続等のスケジュールは次のとおりです。

① 募集要項の配布	平成31年 1月 15日(火)～1月 31日(木)
② 募集要項等に関する質問の受付	平成31年 1月 15日(火)～ 2月 8日(金)
③ 質問に対する回答	平成31年 2月 8日(金) まで随時回答
④ 現地説明会	平成31年 2月 4日(月)
⑤ 応募書類の受付	平成31年 2月 13日(水) 午後5時まで
⑥ 設置予定事業者の選定	平成31年 2月 15日(金) 午後2時
⑦ 協定書の締結	3月下旬
⑧ 設置事業者による事業開始	平成31年4月1日

(1) 応募スケジュールの具体的内容

① 募集要項の配布

(橋本市民病院のホームページからもダウンロードできます。)

- i) 期 間 平成31年 1月 15日(火)～平成31年 1月 31日(木)
(土・日・祝日は除く。)
- ii) 時 間 午前9時から午後5時まで
- iii) 場 所 橋本市民病院総務課(市民病院2階)

② 募集要項等に関する質問の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を次のとおり受け付けます。

- i) 期 間 平成31年 1月 16日(水)～平成31年 2月 8日(金)
- ii) 方 法 質問書(様式第4号)に記入のうえ、電子メールもしくはFAXにて提出
のこと。なお、到着確認を電話により必ず行うこと。

③ 質問に対する回答

平成31年 2月 8日(金)まで質問者に随時回答。

質問・回答内容については、現地説明会で公表します。

④ 現地説明会

- i) 日 時 平成31年 2月 4日(月)午後2時開始
- ii) 場 所 橋本市民病院 講堂(市民病院2階)
- iii) 内 容 設置場所見学及び募集要項等の説明

⑤ 応募書類の受付

次のとおり受付します。

- i) 期 日 平成31年 2月 13日(水)午後5時まで(土・日・祝日は除く。)
- ii) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- iii) 方 法 橋本市民病院総務課(2階)まで持参又は書留郵便(締切日当日必着)
にしてください。(電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。)
〒648-0005 橋本市小峰台二丁目8番地の1
電話 0736-34-6123(総務課直通)
FAX 0736-37-1880

※応募のあった事業者を選定時に必要な入札書類をデータにて送付する予定としているため、応募申込書電子メール欄には必ず連絡の取れるメールアドレスを記載すること。

(2) 設置予定事業者の選定

- i) 期 日 平成31年 2月 15日(金)午後2時から
- ii) 場 所 橋本市民病院 講堂(市民病院2階)
- iii) 選考方法 入札または抽選(ただし、申込みが複数ない場合は申込者に決定)

P3、4の設置基本番号①、②、③をそれぞれ別々の選定とし、応募者が複数ある場合は①及び②については販売手数料(売上げ金×%)の最高率者とし、同率の場合は、く

じにより設置予定業者を決定。また③については、くじにより設置予定業者を決定。

(注意) 申込みが複数ある場合は、①、②、③の設置予定業者はそれぞれ別の業者とします
(例：設置基本番号①に決定した業者は、②の選考からはずします。)

(3) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 応募方法の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 本件の関係者に対し不当な接触等が認められるとき
- ⑥ その他、本要項に定める条件等を満たしていない場合など不相当と認められるもの

6 自動販売機設置許可申請書の提出

設置予定事業者は、自動販売機設置許可申請書（以下「許可申請書」という。）を平成 31 年 3 月 1 日（金）までに橋本市民病院総務課に提出してください。許可申請書の提出については、応募申込書に記載された名義で行ってください。

書類は入札後、設置予定事業者に配布します。

7 協定書の締結等

(1) 協定書の締結

設置予定事業者は、自動販売機設置に関する細目について病院と協議し、協定書の締結を行います。なお、許可申請書に対する許可書については、協定書をもって代えるものとします。

(2) 協定書締結の解除

次の事項に該当する場合は、設置事業者との協定書の締結を解除するものとします。なお、締結の解除に伴う自動販売機撤去等に関する一切の費用は、設置事業者の負担とします。

- ① 協定書の締結後、当該使用許可の履行期間中に、本市から指名停止措置又は暴力団等排除措置等を受けた場合
- ② その他設置事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合

(3) その他

前設置事業者との引継ぎをスムーズに行い、販売機の入替時に混乱の無いようにすること。

8 問い合わせ先

〒648-0005 橋本市小峰台 2-8-1 橋本市民病院総務課

電話 0736-34-6123 (総務課直通) FAX 0736-37-1880

E-mail hashi-youdo@hashimoto-hsp.jp

【参考資料】

平成29年11月から平成30年10月までの月平均売上の実績

設置基本番号①の月平均売上（物件番号1～5の合計金額）	約50万円
設置基本番号②の月平均売上（物件番号6～8の合計金額）	約30万円
設置基本番号③の月平均売上（物件番号9～12の合計金額）	約20万円